

災害により生じた損失の雑損控除等

○ この支援策を担当する部署の連絡先

部署	連絡先
中央市税事務所（中区役所内）	082-504-2564
東部市税事務所（東区役所内）	082-568-7719
西部市税事務所（西区役所内）	082-532-0942
北部市税事務所（安佐南区役所内）	082-831-4935
財政局収納対策部（中区大手町四丁目）	082-504-0324

1 災害により生じた損失の雑損控除（所得税（平成28年分～）・個人市民税（平成29年度分～））

災害により住宅や家財などに損失を受けた場合には、雑損控除として、損失を受けた年分の総所得金額等の合計額から、次の①・②の算式により計算した金額のうちいずれか多い方の控除額を差し引くことができます。また、雑損控除として損失を受けた年分の総所得金額等の合計額から控除しきれなかった金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。

$$\begin{aligned}
 \text{①} & \left. \begin{aligned} & \text{損失額 (保険金等で} \\ & \text{補てんされる金額を} \\ & \text{除く。)} \end{aligned} \right\} - \text{ (総所得金額等の合計額} \times 10\%) \\
 \text{②} & \left. \begin{aligned} & \text{損失額のうち災害関連支出} \\ & \text{の金額 (保険金等で補てん} \\ & \text{される金額を除く。)} \end{aligned} \right\} - 5 \text{ 万円}
 \end{aligned}$$

※ 災害により生じた損失が事業用の固定資産などである場合には、事業所得の計算上、必要経費になります。

《手続等について》 平成28年分の所得税について、税務署へ確定申告する際に控除額を申告してください。なお、所得税の確定申告が不要な方で、市民税で雑損控除を受けようとする方は、平成29年1月以後に市税事務所又は税務室へ平成29年度分の市民税の申告をする際に控除額を申告してください。

2 市税の徴収猶予

対象となる者	災害により被った損害により、市税を一時に納付できないと認められる者
徴収猶予金額	災害により被った損害により、納税が困難と認められる金額（災害に基づく支出又は損失の額を限度とし、保険金等により損害が補てんされている等の場合には、当該保険金等の金額は、災害に基づく支出又は損失の額から除く。）
徴収猶予の期間	原則として、1年以内（やむを得ない理由があると認められる場合は、納税者からの申請に基づき、当初の徴収猶予期間と併せて2年以内に限り、その期間の延長が可能）

《手続等について》 財政局収納対策部にご相談ください。